

事務連絡
令和4年7月20日

不動産業関係団体の長 殿
建設業関係団体の長 殿
建設関連業団体の長 殿
資機材関係団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更、出勤者数の削減、
イベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

令和4年7月15日の第94回新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策に関し、現下の感染拡大への対応として「B.A.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大への対応」が取りまとめられ（別添1別紙1参照）、併せて令和4年7月14日開催の新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言（別添1別紙2～4参照）等も踏まえ、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました（別添1別紙5及び別紙6参照）。これを受け、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より、別添1～4について周知の依頼がありました。

つきましては、貴団体におかれては、別添について了知いただくとともに、貴会会員に対しても、周知等の対応をしていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

（別添1）内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 事務連絡

「新形コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について」

（別添1別紙1）新型コロナウイルス感染症対策本部

「B.A.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大への対応」

以下別添1別紙2～4、新型コロナウイルス感染症対策分科会提言

（別添1別紙2）「第7波に向けた緊急提言」

（別添1別紙3）「効果的に感染拡大を防止しながら、社会経済活動を維持していくための検査の活用について」

（別添1別紙4）「感染拡大防止のための効果的な換気について」

（別添1別紙5）新型コロナウイルス感染症対策本部決定

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和4年7月15日変更）

（別添1別紙6）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（令和4年7月15日）（新旧対照表）

以下別添2～4、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長 事務連絡

（別添2）「出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について」

（別添3）「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

（別添4）「イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その6）」

基本的対処方針が変更されたこと等を踏まえ、新たな基本的対処方針に基づく感染症対策の継続的かつ着実な実施と所管団体及び独立行政法人等への周知をお願いするものです。

事務連絡
令和4年7月15日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について

本日付で開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策に関し、現下の感染拡大への対応として、「BA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大への対応」をとりまとめたところであり（別紙1参照）、また、併せて、昨日開催の新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言（別紙2～4参照）等も踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）を変更しました（別紙5及び別紙6参照）。

各府省庁におかれましては、「BA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大への対応」や変更された基本的対処方針に基づき、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、所管団体及び独立行政法人等への周知徹底を図っていただくようお願いします。

- （別紙1）BA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大への対応
- （別紙2）第7波に向けた緊急提言
- （別紙3）効果的に感染拡大を防止しながら、社会経済活動を維持していくための検査の活用について
- （別紙4）感染拡大防止のための効果的な換気について
- （別紙5）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
令和3年11月19日（令和4年7月15日変更）
- （別紙6）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（新旧対照表）

【問合せ先】
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室（総括2班）
担当者：八重樫、武内、中西、上田、佐藤、柴山

TEL : 03-6257-1309

MAIL : g.sinngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp